

令和8年3月版
(登記手続ハンドブック)

相続人申告登記手続のご案内



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

～ 期限内に相続登記をすることが難しい方へ ～

法務省民事局

はじめに

近年、土地や建物の相続登記がされないために所有者が不明となった土地や建物が、防災・減災、まちづくりなどの公共事業の妨げになっていることが社会問題となっています。

その解決を図るため、法律が改正され、令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。同日以前の相続であっても、相続登記がされていないものは、義務化の対象です。

もっとも、遺産分割がまとまりそうにない（争いがある）場合や、登記上の所有者の相続人が非常に多いために、相続登記に必要な戸籍関係書類の収集に時間を要する場合など、ご事情により期限内に相続登記をすることが困難な場合もありえます。このような場合でも簡易に義務を履行いただけるよう「相続人申告登記」という新たな制度が創設されました。

この「相続人申告登記手続のご案内」は、比較的単純な相続のケースを例として、「相続人申告登記」の申出手続について説明したものです。

なお、相続登記の義務化の内容については、法務省ホームページをご参照ください。

※ 法務省ホームページ（相続登記の義務化特設ページ）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki-gimuka/index.html>



目 次

1	相続人申告登記の特徴	1
2	相続人申告登記の申出の流れ	2
3	＜ステップ①＞ 戸籍の証明書の取得	3
	(1) 必要な戸籍の証明書	3
	(2) 取得先（請求先）	6
4	＜ステップ②＞ 申出書の作成	7
	(1) 申出書の作成	8
	(2) 添付情報（申出書に添付する書面）	15
	ア 戸籍の証明書	16
	イ 「戸籍上の被相続人」と「登記上の所有者」が同一であることを証明する書面	17
	ウ 申出人の住所を証する書面（住所証明情報）	18
	(3) 添付書面の原本の還付請求	18
5	＜ステップ③＞ 申出書の提出	21
6	＜ステップ④＞ 登記完了	22
	申出書提出前のチェックリスト	24

1 相続人申告登記の特徴

メリット

- 自らが登記上の所有者の相続人であること等を期限内に申し出ること、相続登記の義務を履行できる
- 特定の相続人が単独で申出をすることができる（他の相続人の分も含めた代理申出も可能）
- Web ブラウザ上でも手続きが可能（電子署名は不要）
 - ※ Web ブラウザ上での手続き用ホームページ(かんたん登記・供託申請)
<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>
- 法定相続人の範囲・法定相続分の割合の確定が不要（提出書類も少ない）
- 登録免許税がかからない

留意点

- 権利関係を公示するものではないため、相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、別途、相続登記をする必要がある
 - 遺産分割に基づく相続登記の義務は履行できない
- ※ このような留意点があることから、相続人申告登記は、直ちに遺産分割や相続登記をすることが難しい場合などに、相続登記の義務を果たすために利用いただくことが想定されます。

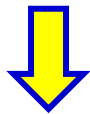


2 相続人申告登記の申出の流れ

相続人申告登記の申出は、通常、次のステップ①からステップ④までの流れで行います。

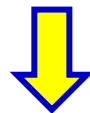
<ステップ①> 戸籍の証明書の取得

～相続人であることの証明



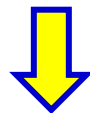
<ステップ②> 申出書の作成

～法務局（登記所）提出書類の作成



<ステップ③> 申出書の提出

～法務局（登記所）へ提出



<ステップ④> 登記完了

～法務局（登記所）から職権登記完了

通知の交付

なお、ステップ②～④は、Web ブラウザ上で簡易に行うことができます。

※Web ブラウザ上での手続用ホームページ(かんたん登記・供託申請)

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>





3 <ステップ①> 戸籍の証明書の取得

自らが登記上の所有者の相続人であることを証明するための戸籍の証明書（戸除籍謄本等）を取得します。

(1) 必要な戸籍の証明書

相続人申告登記の申出では、戸籍の証明書によって、自らが登記上の所有者の相続人であることを証明する必要があります（注）。

（注） 相続登記では、被相続人（亡くなった方）の出生から死亡までの経緯が分かる戸籍の証明書が必要になります。婚姻などによって新戸籍の編製がされている場合には、その新しい戸籍から古い戸籍にさかのぼって相続人が誰であるか（他に相続人がいないこと）を確認することとなります。

相続人申告登記では、このうちの一部の戸籍の証明書（申出人が登記上の所有者の相続人の一人であることが分かるもの）のみで足りませんが、1ページの留意点も踏まえ、可能であれば、相続登記で必要な戸籍の証明書（被相続人の出生から死亡までの経緯が分かるもの）をこの際に取得しておくことをおすすめします。

〔戸籍の証明書のイメージ〕

最新の戸籍（コンピュータ化された戸籍）

		(6の1)	全部事項証明
本籍	氏名	東京都千代田区平河町一丁目10番地 甲野 義太郎	
戸籍事項 戸籍編製 転籍		【編製日】平成4年1月10日 【転籍日】平成5年3月6日 【従前の記録】 【本籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地	
戸籍に記録されている者		【名】義太郎 【生年月日】昭和40年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男	
身分事項 出生		【出生日】昭和40年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和40年6月25日 【届出人】父	
婚姻		【婚姻日】平成4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄	
養子縁組		【縁組日】令和3年1月17日 【共同縁組者】妻 【養子氏名】乙川英助 【送付を受けた日】令和3年1月20日 【受理者】大阪市北区長	
認知		【認知日】令和5年1月7日 【認知した子の氏名】丙山信夫 【認知した子の戸籍】千葉県中央区千葉港5番地 丙山竹子	
戸籍に記録されている者		【名】梅子 【生年月日】昭和41年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女	
身分事項 出生		【出生日】昭和41年1月8日	

発行番号000001 以下次頁



(2) 取得先（請求先）

戸籍の証明書は、それぞれの戸籍ごとに、本籍のある市区町村に請求します。

なお、本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）の戸籍の証明書（戸除籍謄本等）については、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求できます（コンピュータ化されていない一部の戸除籍を除く。）

請求の方法や交付に必要な手数料等については、市区町村のホームページなどで案内されていますので、市区町村のホームページをご覧ください。お問い合わせください。



※ 法務省ホームページ（「戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）」）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html



4 <ステップ②> 申出書の作成

法務局（登記所）に提出する申出書を作成します。
相続人申告登記の申出は、作成した申出書（書面）を
法務局（登記所）の窓口を持参・郵送する方法のほか
Web ブラウザ上で申出書を作成・送信する方法があり
ます（注）。

（注） この「相続人申告登記手続のご案内」では、一例として、書面によ
る方法（持参・郵送）について説明しています。Web ブラウザ上で
の手続の詳細については、ブラウザ上に表示される案内を参考にして
ください。

※ Web ブラウザ上での手続用ホームページ(かんたん登記・供託申請)
<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>



(1) 申出書の作成

申出書は、法務省ホームページから様式をダウンロードして作成することができます。

※ 申出書の様式を掲載している法務省ホームページについては、次ページをご覧ください。

〔申出書の記載例〕（各記載事項の説明は、10ページ以降参照）

相 続 人 申 出 書	
申出の目的	相続人申告
法務太郎の相続人	
相続開始年月日	令和〇年〇月〇日
(申出人)	〇県〇市〇町二丁目12番地 法務 優子 (氏名ふりがな ほうむ ゆうこ) (生年月日 昭和〇〇年〇月〇日) 連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
添付情報	申出人が登記名義人の相続人であることを証する情報 住所証明情報
令和〇年〇月〇日申出	〇〇 法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）
不動産の表示	
不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
所在地	〇市〇町一丁目
地番	2 3 番
不動産番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
所在地	〇市〇町一丁目23番地
家屋番号	2 3 番

※ この申出書は、法務太郎が亡くなり（法務太郎は「被相続人」と呼ばれます。）、法務太郎が所有していた土地・建物について、法務太郎の相続人の一人（子）である法務優子が相続人申告登記の申出をするケースを例に作成しています。

他のケース（申出をする方が、被相続人の配偶者の場合、親の場合、兄弟姉妹の場合等）の記載例についても、法務省ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

※ 法務省ホームページ（「相続人申告登記について」）（申出書の様式をダウンロードすることができます。）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00602.html



<申出書の作成における共通の注意事項>

- ① 申出書は、A4の用紙（縦置き・横書き。紙質は長期間保存することができる丈夫なもの（上質紙等））を使用し（用紙の裏面は使用せず、印刷する際は片面印刷で印刷してください。）、申出書と併せて提出する必要がある添付書類（添付情報）とともに、左とじにして提出してください（注）。

（注） 添付書類（添付情報）は、申出書の後に、クリップどめするなど

してください。

- ② 文字は、パソコン（又はワープロ）を使用して入力するか、
黒色インク、黒色ボールペン等（インクが消せるものは不可）
で、はっきりと記載してください。鉛筆は使用することができ
ません。
- ③ 申出書が複数枚にわたる場合は、各ページの下部に何枚中の
何枚目であるかを記載（例：「1 / 4」）の上、左側の余白のと
ころで2か所ホチキスどめしてください。

<各記載事項についての説明>（注）

（注） 相続の内容等に応じて記載いただく部分を赤色で表示していますが、

実際に申出書を作成する際には、全て黒色で記載してください。

○ 申出の目的

申出の目的	相続人申告
-------	-------

【説明】

「相続人申告」と記載します。

- 申出人が登記上の所有者の相続人である旨、相続開始年月日等

法務太郎の相続人【説明1】

相続開始年月日 **令和〇年〇月〇日**【説明2】

(申出人) **〇県〇市〇町二丁目12番地**

法務 優子【説明3】

(氏名ふりがな **ほうむ ゆうこ**)

(生年月日 **昭和〇〇年〇月〇日**)【説明4】

連絡先の電話番号 **〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**【説明5】

【説明1】

被相続人(死亡した方)の氏名を記載します。

【説明2】

被相続人(死亡した方)が死亡した日(戸籍上の死亡日)を記載します。

【説明3】

申出人の住所及び氏名を記載します。住民票に記載されているとおり正確に記載してください。

なお、押印は不要です。

【説明4】

住民票上の申出人の氏名のふりがな及び生年月日を記載した場合は、申出書と併せて提出する必要がある住所証明情報(住民票の写し)の提出を省略することができます。

※ 登記所において、記載された情報により住基ネットに照会を行い、住基ネットから提供された住所と申出書に記載された住所が合致しているかどうかを確認します。

なお、住民票に記載のない方（国内に住所のない方）については住所証明情報の提出を省略することはできません。

【説明 5】

申出書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの）を記載してください。

○ 添付情報

添付情報

申出人が登記名義人の相続人であることを証する情報
住所証明情報

【説明】

「申出人が登記名義人の相続人であることを証する情報 住所証明情報」と記載します。

※ 住所証明情報については、前述（11ページ・説明4）のとおり、添付を省略できる場合があります。その場合は「住所証明情報」の記載は不要です。

○ 申出の年月日及び申出先の法務局

令和○年○月○日申出 ○○ 法務局（又は地方法務局）○○支局（又は出張所）

【説明】

- ① 申出をする年月日を記載します。
- ② 申出先の法務局（登記所）を記載します。

相続人申告登記の申出は、申出対象の不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）に対してする必要があります。

管轄の法務局（登記所）については、法務局ホームページでご案内しています。

※ 法務局ホームページ（「管轄のご案内」）



https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

○ 不動産の表示

不動産の表示【説明1】

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【説明2】

所 在 ○市○町一丁目

地 番 2 3 番

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 ○市○町一丁目 2 3 番地

家屋番号 2 3 番

【説明1】

申出をする不動産の表示を、登記事項証明書等（注）に記載されているとおりに正確に記載します。

（注） 登記情報提供サービス（インターネット上で不動産の登記情報をご覧いただけるサービス（有料））もご活用ください。

※ 法務省ホームページ「登記情報提供制度の概要について」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji25.html>



【説明2】

不動産番号（注）を記載した場合には、土地の所在・地番、建物の所在・家屋番号の記載を、それぞれ省略することができます。

〔不動産番号を記載した場合の記載例（イメージ）〕

不動産の表示	
不動産番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
不動産番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

（注） 不動産番号は、一筆の土地又は一個の建物ごとに付された13桁の番号で、登記事項証明書等に記載されていますが、申出書の作成において不動産番号の記載は任意ですので、不動産番号が分からないといったような場合には、記載は不要です。

〔不動産番号のイメージ（登記事項証明書）〕

東京都特別区南都町1丁目101		全部事項証明書 (土地)	
表題部 (土地の表示)	調製	不動産番号 1234567890123	
地図番号	筆界特定		
所在	特別区南都町一丁目		
①地番	②地目	③地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
101番	宅地	300.00	不詳 〔平成20年10月14日〕
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

(2) 添付情報（申出書に添付する書面）

相続人申告登記の申出では、「添付情報」として、一般的に、申出書に次の書面（添付書面）を添付して法務局（登記所）に提出する必要があります。

この添付書面は、原本を添付する必要があります
(コピーは不可)。

ただし、一定の場合には、その原本の還付を請求
することができます(注)。

(注) 添付書面の原本の還付請求については、19ページ以降をご覧ください。

ア 戸籍の証明書(戸除籍謄本等)

次の(ア)～(ウ)の戸籍の証明書を添付します。

(ア) 被相続人(亡くなった方)の死亡した日が分かる戸籍の証明書

(イ) 申出人が被相続人の相続人であることが分かる戸籍の証明書

(ウ) 被相続人の死亡した日以後に発行された申出人についての戸籍の証明書

※ 1通の証明書で(ア)から(ウ)までの内容を満たす場合には、その証明書の添付のみで足りません(同一の証明書を複数添付する必要はありません)。

※ 法務局の「法定相続情報証明制度」を御利用いただいている場合には、法定相続情報一覧図の写しを提出するか、法定相続情報番号（法定相続情報一覧図の写しの右上に記載された番号）を申出書に記載することで、(ア)から(ウ)までの戸籍の証明書の添付に代えることができます。法定相続情報証明制度を利用することにより、相続登記の手続きを始め、各種一定の手続き（相続手続き）において、戸籍の証明書の束の提出を省略することができますので、利用をご検討ください。



※ 法務局ホームページ「法定相続情報証明制度」について

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html

※ 戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を取得されている場合には、当該符号を申出書に記載することで、(ア)から(ウ)までの証明書の添付に代えることができます。

※ 法務省ホームページ「電子戸籍の利用で…行政手続きをもっとスマートに！」について

<https://www.moj.go.jp/MINJI/denshikoseki/index.html>



イ 「戸籍上の被相続人」と「登記上の所有者」が同一人であることを証明する書面

「被相続人の登記上の住所」が「戸籍の証明書に記載された本籍」と異なる場合には、「戸籍上の被相続人」と「登記上の所有者」が同一人であることを証明するための次のいずれかの書面を添付します。

- ① 住民票の写し （被相続人の本籍及び登記上の住所と同じ住所が記載されているもの）
- ② 住民票の除票の写し （被相続人の本籍及び登記上の住所と同じ住所が記載されているもの）
- ③ 戸籍の附票の写し （戸籍の表示及び登記上の住所と同じ住所が記載されているもの）

ウ 申出人の住所を証する書面（住所証明情報）

申出人の住民票の写し（市区町村が発行した証明書の原本）（注）を添付します。

なお、前述（11ページ・説明4）のとおり、申出人の氏名のふりがな及び生年月日を申出書に記載

した場合には、住民票の写しの添付を省略することができます（住民票に記載のない方を除く。）。

（注） マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票の写しを添付してください。

(3) 添付書面の原本の還付請求

申出書に添付して法務局（登記所）に提出する書面（添付書面）は、申出の際に、その原本の還付を請求することで、登記所での調査が完了した後、その原本の還付を受けることができます（注①）。

原本の還付を請求する場合には、還付を請求する添付書面のコピーを作成し、そのコピーに「原本に相違ありません」と記載の上、申出人の記名をしたものを申出書に添付して、原本と一緒に提出してください

（注②）。別途、原本の還付の請求書を作成・提出する必要はありません。

（注①） 相続人申告登記の申出のためだけに作成したものや、一定の重要な書面については、その原本の還付を受けることはできません。

詳しくは、法務局（登記所）にお問い合わせください。

（注②） 相続人申告登記の申出では、必要事項を記載した「相続関係説明図」を提出していただくことで、戸籍の証明書や住民票の写しについて、法務局（登記所）での調査が完了した後に、還付を受けることができます。この場合には、戸籍の証明書や住民票の写しのコピーの作成・提出は不要です。

※ 法務省ホームページ（「相続人申告登記について」）（相続関係説明図の様式をダウンロードすることができます。）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00602.html



〔相続関係説明図のイメージ（A 4 縦置き）〕

被相続人 法務太郎 相続関係説明図

最後の住所 ○県○市○町○番地

死亡 令和○年○月○日

(被相続人)

法務 太郎



(法務 花子)

住所 ○県○市○町二丁目 1 2 番地

出生 昭和○年○月○日

(申出人)

法務 優子



※ 登記上の所有者（被相続人）と申出人以外の者については、適宜記載を

省略して差し支えありません。

5 <ステップ③> 申出書の提出

作成した申出書及び添付書面を、申出対象の不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）の窓口を持参する方法又は郵送する方法により、申出をします。

郵送する方法による場合は、申出書及び添付書面を入れた封筒の表面に「相続人申出書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

申出対象の不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）については、法務局ホームページでご案内しています。

※ 法務局ホームページ（「管轄のご案内」）

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html



6 <ステップ④> 登記完了

申出に不備がない場合、法務局（登記所）は、申出対象の不動産の登記簿に次のような登記をします。

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和○年○月○日 第○号	原因 昭和○年○月○日売買 所有者 ○県○市○町○番地 法務 太郎
付記1号	相続人申告	令和○年○月○日 第○号	原因 令和○年○月○日申出 相続開始年月日 昭和○年○月○日 法務太郎の相続人として申出があった者 ○県○市○町○番地 法務 優子

また、申出人に対しては、登記所から、登記が完了した旨の通知（通知書）が交付されます。

通知書は、登記所の窓口で受領する方法又は郵送により受領する方法があります。

登記所の窓口で受領する場合は、運転免許証等の本人確認書面をご用意ください。なお、登記完了後、3か月を経過しても受領に来られない場合、通知書を廃棄させていただくこととしています（注）。

郵送により受領する場合は、宛名を記載した返信用封筒

及び書留郵便に必要な郵便切手を申出書とともに提出してください。

(注) 廃棄した通知書の再発行はできませんが、登記事項証明書の請求や登記情報提供サービスをご利用いただくことで、登記簿に上記のような記録がされている(=登記が完了している)ことを確認することができます。

申出書提出前のチェックリスト

主なチェック項目		チェック	説明箇所
1	申出先の法務局（登記所）に誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>	13ページ
2	申出書に連絡先の電話番号の記載を忘れていませんか？	<input type="checkbox"/>	12ページ （説明5）
3	添付書面（申出書に添付する書面）の添付を忘れていませんか？	<input type="checkbox"/>	15ページ以降
4	添付書面の原本の還付を希望する場合に、その請求手続を忘れていませんか？	<input type="checkbox"/>	19ページ以降